第３章　計画の基本的事項

１．基本的な考え方、計画の位置づけ

（１）計画が目指すものの基本的な考え方

（２）計画の位置づけ

●地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく法定計画

●佐賀市環境基本計画の部門計画

２．計画の期間、区域、対象、基準年度、目標年度

|  |  |
| --- | --- |
| （１）計画の期間 | 2019～2030年度 |
| （２）対象区域 | 佐賀市全域 |
| （３）対象とする温室効果ガス | CO2、CH4、N2O、代替フロン類 |
| （４）基準年度 | 2013年度 |
| （５）目標年度 | 2030年度 |

「第２次佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（仮称）　骨子

第１章　計画策定の背景と意義

１．計画策定の背景

（１）地球環境の危機

●地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

●気候リスクの顕在化

２．計画策定の意義

（１）世界の状況

●持続可能な開発のための2030アジェンダ

●パリ協定等国際的な動向

●世界の温室効果ガス排出量

（２）国・県の状況

●国の政策動向、日本の温室効果ガス排出量

●佐賀県の政策動向、温室効果ガス排出量

（３）佐賀市の状況

●佐賀市の政策動向

●現行計画の点検・評価

第４章　温室効果ガス排出量等の現況推計

１．算定手法

●温室効果ガス排出量の算定方法

２．排出量の推移

●二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素

●代替フロン等３ガス

３．排出量の増減要因

●部門別の増減要因

第２章　佐賀市の地域特性

１．自然環境

●地勢、気候、気温変化の状況、海水温の変化、海面上昇 など

２．社会環境

●人口、世帯数、産業構造、自動車台数、公共交通機関利用状況、土地利用状況、エネルギー消費動向、再生可能エネルギー導入状況 など

第５章　温室効果ガス排出量等の将来推計及び削減目標

１．温室効果ガス排出量の将来推計

（１）現状趨勢（BAU）ケース

●中期目標年度における特段の対策を講じない場合の排出量

（２）対策ケース

●中期目標年度において各種対策を導入した場合の排出削減量

２．温室効果ガス排出量の削減目標

●総量目標、原単位目標など

削減目標⇒２７％（県目標と同率）



【計画の基本的な考え方】

○2015年国連サミットにて採択されたSDGｓに関して、わが国も「SDGｓ実施指針」を決定して推進している。

○佐賀市も本計画をこのSDGｓに資するものとしての策定を進める。

○本計画を区域の目指す将来像の中に位置付け、地域活性化、人口減少等々の多様な課題の解決に貢献し、コベネフィット（相乗便益）、すなわち温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益の観点を含めて検討する。

第６章　対策・施策

１．施策の体系

●施策体系図

２．緩和策

●以下の項目ごとに対策を整理

（１）再生可能エネルギーの利用促進

（２）市民・事業者の活動促進

（３）地域環境の整備及び改善

（４）循環型社会の構築

３．適応策

●以下の項目ごとに対策を整理

（１）農林水産業

（２）水環境・水資源

（３）自然生態系

（４）自然災害

（５）健康

（６）産業・経済活動

（７）市民生活

第７章　計画の推進体制、進捗管理

１．計画の推進体制

２．計画の進捗管理（PDCA）